

# 令和4年7月泉南市農業委員会定例会

令和4年7月6日 午後1時30分  
市役所本庁 2階 大会議室

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	宮下 明	森谷 豊
上野 寛治	馬場 定夫	田中 一寿子

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

## ・欠席委員

(農業委員) 池上 安夫 中野 吉次

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年7月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日は会長が所要の為に出席できません。よって、農業委員会法第27条第1項により職務代理が会長に代わりまして定例会を進めてまいります。本日の委員の出席の状況ですが、池上委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、全員出席しております。それでは、職務代理よろしく申し上げます。

職務代理 大変お忙しい中、泉南市農業委員会7月定例会にお集りいただきまして、ありがとうございます。

さて、今年は梅雨が本当に短く、観測史上初の6月にすでに最高気温が40℃を超える地点が何か所もでました。その頃には四国の早明浦ダムでは貯水量が30%になっていたという事で、今年はいよいよ水不足かと思っている矢先に台風がやって来まして、反対に水害が発生しております。非常に危ない天気が今年の夏も続くのではないかと考えられます。

職務代理 実とは2018年、台風21号が来た年と、今年は気象状況が非常に似ているという事です。この年も6月中旬に梅雨が明け、その後、7月の初めに、300人の犠牲者を出した西日本豪雨が起こっております。また、秋には台風が続けざまに来ております。今年もそういう事になるのではという観測もございますので、対策といっても出来ることは余りないのですが、各々で出来ることがあればやっておいて頂きたいと思っております。

本日は会長が欠席という事で、代わりに努めさせていただきますのでよろしくお願いします。

職務代理 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

職務代理 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、12番 上野委員、13番 馬場委員をお願いいたします。  
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

職務代理 それでは、令和4年議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第15号2件について朗読する。議案第15号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 6月2日に事務局の方と現地確認に行つてまいりました。現況は水稲の植え付けの最中でした。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 6月27日に事務局の方と現地確認に行つてまいりました。トウモ

〇〇委員 ロコシをはじめ、夏野菜を植えておりました。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第15号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲渡人は元農業委員を務めていた方で、花を主に栽培されております。当該農地において本市の地区計画により大型量販店が建設される為、事業主との交渉に支障きたすと考え、娘名義にするものです。

No. 2につきましては、故〇〇〇〇氏が所有する農地を相続する者がおらず、登記簿謄本上、亡〇〇〇〇相続財産とした形で登記されております。譲受人とは、親族関係であり相続整理が完了したため、相続財産管理人である弁護士により、所有権移転を行うものです。譲受人は、〇〇町と〇〇市に7反5畝の農地を所有しております。当該農地におきましては、ヤミ小作人が農地の管理を行い、良好な状態で維持されており、継続してヤミ小作人が営農します。以上です。

職務代理 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 譲受人がもともとヤミ小作だったのですか？

事務局 いえ、他に小作人がおり、管理されておりました。相続整理が完了したため、所有者の親族であります譲受人に所有権が移転されますが、引き続きヤミ小作人の方が耕作されます。それは譲受人にも確認済みです。

職務代理 他に質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第15号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

職務代理 それではお諮りいたします。議案第15号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

職務代理           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15は原案のとおりする許可することといたします。

職務代理           続きまして令和4年議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局              令和4年議案第16号4件について朗読する。議案第16号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員           6月20日に事務局の方と現地確認に行っていました。現況はべた鋤き状態で、綺麗な状態です。再設定ですので、問題ないものと思います。

事務局              ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員が欠席されておりますので、後ほど事務局より説明させていただきます。No. 3、4につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員           報告させていただきます。現地確認に行っていました。現況は、草を燃やして管理している様子でした。問題ないと思います。

事務局              ありがとうございます。事務局の方から議案第16号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、被設定人は元泉南農業塾の塾生で、大阪版認定農業者の認定を受けております。主な経営作物は玉ねぎです。

No. 2につきましては、被設定人は平成31年4月に〇〇区で新規で農地の利用権設定を行っており、今年4月に期間満了の為、利用権の再設定を行った方です。主に季節野菜や果樹を育てており、今回は規模拡大のため利用権設定を行うものです。

No. 3につきましては、当該農地は、小作人がおりましたが、長年に渡り遊休農地となっていた為、今年4月に合意解約を行いました。

事務局 た。また、この農地は、農振農用地に指定されております。設定人は、体調が優れず営農の継続が不可能のため、地元推進委員の斡旋により、利用権設定を行うものです。被設定人は、〇〇〇・〇〇地区で主に青ネギを栽培しております。当該農地を中心として遊休化が進んでいる区域でありますので、事務局としては今回の利用権設定を先駆けに、被設定人に規模拡大を期待しております。

№. 4につきましては、被設定人は泉南農業塾の卒業生です。各種季節野菜を栽培しており、母親と兄とで営農を行っております。以上です。

職務代理 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 それでは質疑がないようですので、議案第16号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

職務代理 それではお諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

職務代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定することといたします。

職務代理 続きまして令和4年議案第17号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第17号1件について朗読する。議案第17号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。先ほど報告させていただいた農地の並びに

〇〇委員           ある農地で、綺麗に管理されていたので問題ないかと思います。

事務局            ありがとうございます。事務局の方から議案第17号につきまして補足説明させていただきます。当該農地は、議案第16号No. 3で利用権設定された案件と同一です。この地区は農振農用地と生産緑地対象地が混在しております。当該農地も、議案第16号と同様に小作人が営農されておりましたが、長年に渡り遊休農地となっております。特定生産緑地への指定手続きにあたり、小作の合意解約を4月に行っております。借り手は、〇〇〇・〇〇地区で青ネギを栽培しております。

職務代理           農振農用地と生産緑地対象地が入り組んでいるんですか？

事務局            はい。市街化区域の線引きを地域性で考えるのではなく、道で線引きされていますので、たまたま混在しているような状況です。所有者にしてみれば、市街化農地であれば税金が高くなり、調整区域であれば更に安くなりますので、隣接しているのにという事で、生産緑地の指定を受けたという事です。

職務代理            こういう所は他にもあるんですか。

事務局            昔は樽井や新家にもあったとは思いますが、現在はだいぶ市街化されています。

職務代理            ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理            それでは質疑がないようですので、議案第17号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

職務代理            それではお諮りいたします。議案第17号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

職務代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案17号は原案のとおり認定することといたします。

職務代理 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第13号5件について朗読する。報告第13号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、〇〇地内にある〇〇の飛び地であり、譲渡人自身が所有番地を錯誤しており、隣地の〇〇〇〇990番地3が自身の農地と思い込んでおりました。また、990番地3の所有者も同様に所有番地を錯誤しており、当該地である990番地5に住居を建てておりました。転売するにあたり地番の錯誤が発覚したものです。始末書添付の上、転用の届出がされました。

No. 2、3につきましては、譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。令和4年6月13日付けで泉南市広域まちづくり課より都市計画法第29条（開発行為の許可）がおっており、その写しも添付しております。一戸建て住宅18区画の分譲地の開発です。

No. 4につきましては、譲渡人は、伊勢神宮を崇敬する〇〇区民の有志で出来た法人です。令和2年12月に法人化されたものです。当該地については、前所有者が転用の届出のないまま、建物を建てており、農地法の手続きが行われないまま、譲渡人が所有したものです。また、譲受人は、当該地の横に住居を構えており、自宅からの進入路が無くなる為に隣地を購入することになったようです。こちらも、同様に始末書添付の上、届出されました。

No. 5につきましては、譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。当該地において、住宅開発を考えており、一時的に建築資材置場として転用を行うものです。隣接地の買収が完了次第、一戸建て住宅4区画の分譲地の開発を行う予定です。以上です。

職務代理 ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 No. 1 どういう事か分かりづらいですね。

事務局 位置図を見てください。当該農地の下にも土地があります。譲渡人はその下の土地が自分の所有農地だと思っておりました。また、下の土地の所有者は逆に上の土地が自分の所有地だと思い込んでおりましたので、上の土地に知らずに家を建てました。この度、当該地を転売する事となり、自分の所有地でないところに家を建てていることに気づいたという事です。ですので、本来の所有者が譲渡人として届出が出ています。

職務代理 登記上の地目はどうなっているのですか。

事務局 上の土地は、農地台帳上は地目が田、現況が宅地になっておりますが、下の土地は台帳にはないので、もうすでに農地ではなくなっています。しかし、譲渡人は、下の土地が自分の土地だと思っていたので、ずっと田んぼとして管理していました。

職務代理 譲渡の話が無ければわからなかったという事ですか。

事務局 そうです。転売する事になり、自分の土地でない所に家を建てていたと、気づいたという事です。

〇〇委員 番地が入れ替わっていたとかですか。番地が入れ替わっているという事は良くありますからね。私もありましたので、裁判所に行って入れ替えました。

事務局 そういった状況です。ただ、今回は裁判所ではなく、届出となりました。

職務代理 所有者どうしに何もトラブルはありませんでしたか。

事務局 トラブルが無かったので、届出が提出されたのだと思います。おそらく、譲渡人は田んぼとして管理していた下の土地を譲り受けたのではないかと思います。

職務代理 No. 4につきまして、令和2年12月とはつい最近ですが、どうして一般社団法人にしたのかご存じですか。



〇〇委員            わかりません。昔はたくさんありましたけどね。

職務代理            よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第13号を終了します。

職務代理            以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理            どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして7月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、8月8日（月）場所は、市役所本庁2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時01分終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年7月泉南市農業委員会定例会議

令和    年    月    日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_